

表

従業者証明書

従業者証明書番号

従業者氏名

業務に従事する

事務所の名称

及び所在地

この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。

証明書有効期間

年 月 日から

年 月 日まで

免許証番号

国土交通大臣（ ）第 号

知事

商号又は名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

(年 月 日生)

(年 月 撮影)

2.4cm

3.0cm

5.392cm以上

5.403cm以下

8.547cm以上

8.572cm以下

裏

備考

宅地建物取引業法抜粋
第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。
2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

- 備考
- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - (1) 第1桁及び第2桁には、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2桁を記載するものとする。
 - (2) 第3桁及び第4桁には、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3桁は0とし、第4桁にはその月を記載するものとする。
 - (3) 第5桁以下には、従業者ごとに重複がないように付した番号を記載するものとする。
 - 2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入すること。
 - 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
 - 4 用紙の色彩は、青色以外とすること。
 - 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。

様式第八号の二（第十七条の二関係）

従業者名簿

[illegible]

備考

- 1 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 2 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 3 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 4 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。